

## 〈ワンストップ特例を申請する皆様へ〉

ふるさと納税ワンストップ特例制度は、確定申告や住民税申告を行わない給与所得者等が寄附をした際に、寄附先団体（自治体）に対してワンストップ特例の申請を行うことにより、寄附先が5団体（自治体）以内であれば、確定申告をしなくとも寄附金控除を受けられる仕組みです。

この制度を利用するには、ワンストップ特例の申請書を寄附した団体（自治体）に提出していく必要がありますので、申請書と必要添付書類のご提出をお願いいたします。

**【ご注意】確定申告をする方や6団体（自治体）以上に  
ワンストップ特例の申請をする方等は、特例が適用されません。**

### ～ワンストップ特例を申請しても適用されない場合～

- 医療費控除の申告などのため、確定申告をした又は住民税の申告をした。
- 6団体（自治体）以上にワンストップ特例を申請した。
- 寄附した翌年の1月1日の住所地が申請書に記載された市町村でなくなったにもかかわらず、変更の届出がされていない。

※ワンストップ特例を申請した後で、市外へ転居するなど申請書の記載事項に変更がある場合には、寄附した翌年の1月10日までに寄附した団体（自治体）へ届け出れば特例が適用されます。

ワンストップ特例が適用されなくなった方が、ふるさと納税に係る寄附金控除を受けるためには...

**確定申告において、ふるさと納税に係る寄附金を申告する必要があります。**

### 寄附金控除に係る申告特例申請書の記入例 (ふるさと納税ワンストップ特例制度用)

令和××年寄附分		市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書	
令和 年 月 日 弘前市長 殿		整理番号	提出日・宛先を記入・確認ください。	
住 所	〒000-0000 東京都○○区○○町 ○丁目○番地○号	フリガナ ヒロサキ タロウ	枠内の寄附者の情報を記入・確認ください。 ※個人番号（マイナンバー）の記入誤りがないか提出前に再度ご確認ください。	
	氏名 弘前 太郎	個人番号 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0	性別 男	生年月日 昭和60年2月7日
電話番号	0 0 - 0 0 0 0 - 0 0 0 0	「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。		
あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について 同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告特例」といいます。）に該当する場合は、申請書に記載する際には、(1)及び(2)に該当する場合のみ、ワンストップ特例制度の申請が可能です。				
2つのチェックの項目に該当する方のみ、 ワンストップ特例制度の申請が可能です。				
2. 申告の特例の適用に関する事項				
申告の特例の適用を受けるための申請は、(1)及び(2)に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。				
① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である <input checked="" type="checkbox"/>				
(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれます。				
(1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者				
(2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年分の市町村民税・道府県民税について、当該附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者				
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である <input checked="" type="checkbox"/>				
(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行なう都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。				

### 寄附金控除に係る申告特例制度申請書

**個人番号（マイナンバー）・本人確認の書類を添付し、翌年1月10日（必着）までに郵送ください。**

※本紙裏面が個人番号（マイナンバー）・本人確認の書類提出用貼付台紙となっています。  
(申請書の裏面には添付書類を貼り付けないでください。)